

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和5年度第6回武蔵村山市行政評価委員会
開 催 日 時	令和5年10月20日(金)午後1時57分から午後3時42分まで
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：坂野委員長、栗原副委員長、清本委員、清委員、池田委員、 矢口委員 欠席者：なし 事務局：企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：市民課長、市民課窓口係長、子ども青少年課長、子ども青少年 課保育・幼稚園係長
報 告 事 項	令和5年度第5回行政評価委員会の会議結果について
議 題	1 事務事業の外部評価について 2 行政評価委員会としての意見整理 3 その他
結 論 (決定した方 針、残された問 題点、保留事項 等を記載する。)	議題1 事務事業の外部評価について 「No.4 姉妹都市宿泊施設利用者補助事業」及び「No.13 保育従 事職員宿舍借上支援事業」について、外部評価を実施した。 議題2 行政評価委員会としての意見整理 第4回会議で審議した事務事業2件に係る外部評価(修正案)及び 第5回会議で審議した事務事業3件に係る外部評価(案)について確 認し、以下のとおりとした。 ○No.5 国際交流推進事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することと した。 ○No.6 地域連携推進事業 … 原案のとおり決定した。 ○No.10 認知症施策推進事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することと した。 ○No.7 武蔵村山地域ブランド創造活動事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することと した。 ○No.8 民間遊び場対策事業補助事業(遊び場用地の改善整備事業 補助) … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することと した。
審 議 経 過 (主な意見等を 原則として発言 順に記載し、同 一内容は一つに まとめる。)	報告事項 令和5年度第5回行政評価委員会の会議結果について 令和5年度第5回行政評価委員会の会議結果について、会議資料に 基づき事務局から報告した。 会議録については、修正等があれば10月27日(金)までに事務局 へ連絡することとした。

(発言者)

○印=委員

●印=説明員

■印=事務局

【質疑・意見等】

○ 特になし。

議題1 事務事業の外部評価について

事務事業の外部評価について、会議資料に基づき事務局から説明した。

【質疑・意見等】

○ 特になし。

- - - - - 事務事業の外部評価に関する審議 - - - - -

No.4 姉妹都市宿泊施設利用者補助事業

姉妹都市宿泊施設利用者補助事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

○ 利用者の一部に固定化が見られるとのことであるが、割合としてはどの程度なのか。

● 正確な割合は把握していないが、スキー旅行で年度内に複数回利用している人がいることを把握している。直近3年間はコロナ禍で全体の利用者数は低調であったが、その中でも毎年継続して利用する人がいる。

○ 本市からは栄村への交通手段について伺いたい。

● 自動車を利用する場合は関越自動車道の湯沢インターで降りてそこから一般道で行くこととなり、公共交通機関を利用する場合は上越新幹線で越後湯沢駅まで行き、そこからバスで行くこととなる。

○ 所要時間はどの程度なのか。

● 250km程あるので、休憩なしでも3時間以上は掛かると思われる。

○ 個人利用が多いのか。

● 家族での利用のほか、団体での利用もある。冬はスキー、夏は観光での利用が多い。

○ 視点別の分析の「補助内容や補助額の見直し」について検討の余地があるとしている理由について、栄村以外に姉妹都市協定を締結するという点か。

● 姉妹都市を追加・変更するのではなく、補助額の見直しを検討する余地があるということである。本市の補助額は大人3,500円、子ども3,000円としており差が少ないが、他市の状況を見ると、大人と子どもで補助額に差を設けているところもあるため、これを参考に見直しを検討する余地があるとしている。

○ 最近の物価上昇により、旅行費用も増加することが見込まれる。補助額の増額は検討しないのか。

● 他市の補助額を見ると、昭島市では大人5,000円、子ども1,500円としており、その他の市ではおおむね大人と子どもそれぞれ

れ2,000円から3,000円となっている。本市の補助額がこれらと比較して低額にはなっていないことから、補助額の増額は考えにくい。

- 補助の対象となる宿泊施設の宿泊料は把握しているのか。
- 補助の対象となる施設は栄村内に全部で10か所あり、最も高い施設は1泊2食付きで一人15,000円となっている。その他の施設はおおむね8,000円から9,000円となっている。
- 宿泊料に関係なく補助額は一律なのか。
- そのとおりである。
- 人気のある施設はどこか。
- 把握はしていないが、設備が充実している施設は人気が高いと思われる。
- 本事業の目的は栄村民と本市の市民の相互交流であり、栄村で開催される駅伝大会に合わせた利用については本来の目的に合致していると思うが、例えばスキー合宿に対して補助する場合など、本来の目的とは異なる利用もあるのではないか。栄村での各種イベントの開催に合わせて周知し、その時期に補助額を上乗せすれば、本来の目的に即した効果が得られると思料する。周知方法については見直しの余地がある。
- 御意見のとおりであると考えている。本事業を当課で所管している理由については、申請者が市民であるかを住民基本台帳で確認するためである。本事業の目的に合った利用者数を増やしていくのであれば、姉妹都市交流や観光を所管する協働推進課や産業観光課への所管替えが必要であると考えている。
- 関係する課と情報共有を図り、申請希望者に市民課を案内してもらえばよいのではないか。
- 近隣市の状況を見ると、6市中本市を含めた2市のみが市民課の所管としている。その他の市では市民協働や観光に係る部署で所管しており、申請者の住所の確認は行っているが市民であることは条件としていない。
- 過去にも本事業を評価した記憶があるが、そのときは、元々この事業は、市民の厚生施設として施設を所有している市において、市民の健康やレクリエーションの増進を目的として始まったものと認識している。本市ではそのような施設を所有していなかったため、宿泊料の補助として始まったが、時代の変化によりその目的は薄れ、姉妹都市交流に移行したものと記憶している。
- 事業の開始当時の経緯は把握していない。他市の状況では、姉妹都市のほか友好都市として協定を締結し、本市と同様の補助を実施しているところがある。武蔵野市では、友好都市として長野県や岩手県等の5自治体と協定を締結して補助を行っており、本市のように一つの自治体に限定していないところもある。
- 本市でも協定先を増やすことはできないのか。
- 姉妹都市や友好都市との協定の締結を進めることは、当課では不可能である。
- 補助額を10,000円に増額すれば利用者数も増加すると思わ

れるが、それは個人の利益に関わることになるため、税金の使途として適切ではない。単に利用者数の増加が目的なのかが問われている。昔は市民にレクリエーションに参加してもらうことが目的であったが、徐々にそれが難しくなり、税金を使う目的として説得性のある姉妹都市交流に移行してきたものと思料する。

- 当課の日常業務とのバランスを考えると本事業には力を入れにくい。現状では市民であるかを確認し、助成券を交付するという事務の繰り返しになっている。
- 補助の流れを伺いたい。
- 本事業の利用者は、当課で交付した助成券を宿泊施設に提出し、宿泊料と補助額の差額を支払う。その後、宿泊施設から本市に助成額を請求し、本市から宿泊施設にその額を支払うという流れである。
- 利用者が増加すれば事務負担も増加するのか。
- 請求は月に1回であるため、負担はあまり変わらない。
- 栄村から本市に交流するための制度があるか把握しているか。
- 把握していない。栄村からの交流について、本市の駅伝大会に栄村のチームに出場してもらったり、デエダラまつりに栄村のブースを出展してもらったりしている。
- 本市の花火大会にも栄村長を招待している。
- 栄村の一般村民が本市との交流を促進できるような仕組みがあるのか。
- 把握していない。
本事業は宿泊費の助成により栄村での自主的な交流に寄与することを目的としているため、栄村との交流事業は別の事業である。
- その議論で言うと、目的を考えた方が良い。
- 所管課を変えた方が良くと思う。
- 所管替えの前段階でもできることはある。所管替えを念頭に置きつつ、先程の意見にあった、イベントに合わせた周知を行うなど、今の市民課でもできることはある。
- 即効性のある取組として、市ホームページやSNSでの発信などが可能である。栄村で開催されるイベントに合わせて周知に力を入れることは可能である。
- 本市の観光協会のホームページにも栄村のページがあるため、そこに本事業について掲載することもできると思う。
- 所管課からすると協働の観点が強いということか。
- 現状では協働であると考えている。国分寺市においては、人権平和課が所管しており、申請の都度申請者の住所を市民課に確認している。本市においてもこの仕組みで運用することは可能である。
- 協働推進課で本事業を所管することにより効率的に姉妹都市交流事業が実施できるのではないか。事務的にも問題ないのであればそれでもよいと思う。
- 効率的に利用者数を増加させるのであれば所管替えが必要である。引き続き当課で所管するのが適正だと評価されるのであれば、当課できることに取り組んでいく。
- 補助額の見直しについて、大人と子どもで補助額に差がないこと

について見直しの余地があるということであったが、詳しく伺いたい。

- 昭島市では大人5,000円、子ども1,500円で、国立市と武蔵野市では一律3,000円、調布市と福生市では大人3,000円、子ども2,000円となっている。
- 大人と子どもを同額としている市では、その理由として子どもに多く参加してほしいという意図があるのであれば、子どもの参加率が気になる場所である。その率が高いのであれば、本市においても子どもの交流を促すため現状の補助額を維持することで良いと思う。関係がないのであれば、大人の補助額が宿泊料を10,000円前後としたときのおよそ30%となっていることから、子どもの補助額についても子どもの宿泊料の30%程度に変更しても良いと思う。
- 本市で大人と子どもの補助額の差を500円としているのはなぜか。
- 理由については確認できていない。
- そこは明確にしてほしい。状況によって子どもの補助額の見直しを検討する必要がある。
- 複数名での利用申請時に、全員が市民であることを確認しているのか。
- 申請書は全員の住所を記入する様式としているため、確認できている。
- 子ども料金は小学生までであるため、中学生や高校生がどれだけ利用しているのかを知りたい。
- 申請書で確認はできるが集計していない。
- 補助額の見直しを検討するのであればしっかりと分析した方がよい。
- これまでの話をまとめると、本事業は、市民と栄村民の自主的な交流の促進に寄与し、もって本市と栄村が姉妹都市として連携を深めていくことを目的としており、その意義が認められる。また、一定の利用ニーズがあることから、今後も継続することが適当である。

他方、適切性の観点からは、本事業が栄村との直接的な交流に寄与しているかは疑問である。

よって、将来的には姉妹都市交流を所管する部署への所管替えを検討していく必要があると思料するが、当面は、他の事業と連関させながら、栄村で実施されるイベントの開催に合わせて積極的に本事業を周知するなど周知方法の工夫改善を行うことを求めたい。

また、大人と子どもで補助額の差を設けていることについては、その意図を明確にするとともに、利用実績を分析した上で、見直しの必要性を検討することが肝要である。

No. 1 3 保育従事職員宿舎借上支援事業

保育従事職員宿舎借上支援事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 本事業の対象となる認可・認証保育所数を伺いたい。
- 13園である。
- 13園全てで補助を利用しているのか。
- 年度によって変動はあるが、ほとんどの施設が利用している。
- 保育従事者ではなく園に補助しているのか。
- そのとおりである。園が借り上げた物件に保育従事者が入居している。市内に住んでもらうことが望ましいが、保育従事者の確保の観点から、市外であっても認めている。
- 東京都の補助を受けて本事業実施しているため、補助額の82,000円は東京都が設定しているという理解でよろしいか。また、82,000円よりも低額の場合はその額に8分の7を乗じて得た額を補助しているのか。
- そのとおりである。国の補助事業では対象が保育士のみとなっているため、東京都が保育士だけでなく栄養士や看護師などの保育従事者に対象を広げて実施している。
- 市の負担額について伺いたい。
- 総補助額の8分の1の額である。
- 保育士の求人倍率は把握しているのか。
- 正確には分からないが、およそ2.4倍であると記憶している。保育士の給料については、市で補助する保育施設運営費に基づき決まっているが、国が定める本市の地域区分割合が低いため、区部などに比べて本市の補助額が低く、保育士の給与も低い状況となっている。このため、本市においては採用だけでなく定着にも注力する必要がある。
ただし、本事業の対象としている保育士のうち、採用後6年以上経過する割合は6割となっており、一定以上定着している。
- 園が保育従事者を採用した段階で賃貸物件を契約するのか。
- そのとおりである。
- 敷金・礼金は補助対象となるのか。
- 対象とはならない。
- 園と不動産業者で特例契約を交わし、敷金・礼金を不要としている場合もあると思う。
- そこまでの確認はしていない。
- 補助金の交付決定後、対象者の在籍確認などは行っているのか。
- 補助金の申請は1回であるが、その後毎月報告を受け、その中で賃貸物件の契約内容、対象者の在籍確認等を行っている。
- 国及び都の制度に即して適正に運用されているものと思料するが、市独自の工夫はあるのか。
- 多摩26市の状況を見ると、補助の期間を採用後10年までとしている市もあるが、本市では年数を制限していない。
- 本事業の対象としている保育士について、採用後6年以上の定着率が6割という説明があったが、都内の平均定着率は把握しているのか。
- 他の自治体の状況は把握していない。

10年以上となる保育士も4割となっており、本事業は保育士の定着に一定の効果があると考えている。

- 本事業の導入前の定着率との比較も必要である。
- 本事業が開始した平成29年度より前の定着率についても把握はしていない。ただし、園に確認したところ、本事業が定着に寄与しているとの意見はあった。
- これが廃止されると保育従事者が他市に流出してしまうことも考えられるのか。
- そのとおりである。保育従事者の確保を進める上で重要な事業であると考えている。
- 園が保育従事者の求人を行う上でも有効であると考えているのか。
- そのとおりである。東京都に対しても補助の継続を要望している。
- 待機児童の状況について伺いたい。
- 令和5年度当初の状況では、新定義では0人、旧定義では10人程度となっている。なお、新定義とは、本人が希望する園に入れなかった場合で、その園と同程度の距離に空きのある別の園がある場合等には待機児童に計上しないというものである。
- これまでの話をまとめると、本事業は、保育従事職員のために宿舍の借上げを行う保育事業者に対し、その経費の一部を補助するものであり、保育人材の確保に一定の成果を挙げていることから、今後も継続することが適当である。

また、本市独自の取組として補助の対象とする職員について採用後の年数による制限を設けず、保育人材の定着等につなげていることや、保育事業者からの毎月の報告により継続的に補助対象職員の在籍確認を行い、適正に運用していることは評価できる。

よって、今後も補助金が適正に利用されていることを確認する体制を維持しながら、保育人材の確保に努めていくことが肝要である。

議題2 行政評価委員会としての意見整理

第4回会議で審議した事務事業2件の外部評価（修正案）及び第5回会議で審議した事務事業3件の外部評価（案）について提示した。

No.5 国際交流推進事業

- 第一段落の文章が長いため、二つに分けた方が良い。
- いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

No.6 地域連携推進事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

No.10 認知症施策推進事業

- 第一段落の文章が長いため、二つに分けた方が良い。前段を意義について、後段を効果について言及する記載に修正していただきたい。

○ 第二段落の「本事業を構成する各事業」の記載について、これが何を指すのかが分かりにくいいため、認知症サポート医、認知症カフェ、認知症初期集中支援チーム及びチームオレンジの四つの事業を明示した方がよい。

また、最も周知が不足しているのは認知症サポート医のことだと記憶しているが、これだけについて記載するべきなのかは判断が難しいため、事務局で工夫して修正していただきたい。

■ いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

No. 7 武蔵村山地域ブランド創造活動事業

○ 第二段落の「今後は本事業とは別の事業と合わせて」という記載が分かりにくい。本市で創業支援や製品開発支援などの事業を実施しているのであれば、そのときに、地域ブランドを意識してもらいながら支援をしていくということが、「合わせて」の趣旨である。

よって、「新規商品の開発という観点からは、有効性に疑問がある」として文章を切って、後段を「今後はその商品の普及促進と、新規商品開発の支援に分け、後者については、他の創業支援を目的とした事業と連携を検討する必要があると思料する。」という趣旨に修正していただきたい。

また、「既存の認証商品の分析により、それが本市らしさや地域のイメージにどのように結び付いているのかという知見を確認した上で、新規商品開発につなげていただきたい」ということも盛り込んでいただきたい。

■ いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

No. 8 民間遊び場対策事業補助事業（遊び場用地の改善整備事業補助）

○ 第一段落の「新設及び改善等」の記載について、本事業の補助額では新設は難しいため、「改善整備」に修正した方がよい。

■ いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

議題3 その他

次回以降の会議のスケジュールについて、事務局から報告した。なお、予備日として設定していた10月24日（火）の会議は開催しないこととした。

【質疑・意見等】

○ 特になし。

会議の 公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者： <u> 0 </u> 人
	<input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 []	

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示	
	<input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：	）
	<input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：	）

庶務担当課	企画財政部 企画政策課（内線：374）
-------	---------------------

（日本産業規格A列4番）